

公立大学法人神戸市看護大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程施行細則の一部を改正する細則をここに公布する。

2021年9月21日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学細則第1号

公立大学法人神戸市看護大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程施行細則の一部を改正する細則

公立大学法人神戸市看護大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程施行細則(2019年4月細則第11号)の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
	<p>(規程第6条の2第3項に基づく勤務時間の割振り基準等)</p> <p><u>第1条の2 規程第6条の2第3項に規定する細則で定める職員は、次に定める職員とする。</u></p> <p>(1) <u>規程第5条第2項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）</u></p> <p>(2) <u>規程第6条の2第2項の規定に基づき週休日及び勤務時間が割り振られた職員</u></p>
<p><u>(規程第6条第4項に基づく勤務時間の割振り基準等)</u></p> <p>第2条 <u>規程第6条第4項の規定に基づく勤務時間の割振りは、次に掲げる基準</u></p> <p><u>に適合するものでなければならない。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 月曜日から金曜日までの午前10時から午後3時までの時間のうち、休憩時間を除く時間は、勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。</p>	<p><u>規程第6条の2第3項</u></p> <p><u>(教員（助教に限る。）にあっては、第3号)</u></p> <p>ただし、業務の上の必要がある場合又</p>

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(3) 始業の時刻は午前 7 時 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_以後に、終業の時刻  
は午後 10 時以前に設定すること。

第 3 条 規程第 6 条第 4 項の規定に基づく  
職員の申告（この条において「職員申  
告」という。）は、前条に規定する基準に  
適合するものでなければならない。

2～4 略

第 4 条 規程第 6 条第 4 項に規定する細則  
で定める期間（次条において「単位期  
間」という。）は、規程第 6 条第 4 項の規  
定に基づく勤務時間の割振りについては  
4 週間（理事長が定める場合にあつて  
は、1 週間、2 週間又は 3 週間）とし、  
同条第 5 項の規定に基づく週休日（同条  
第 1 項に規定する週休日をいう。以下同  
じ。）及び勤務時間の割振りについては、  
1 週間、2 週間、3 週間又は 4 週間のう  
ち職員が選択する期間とする。

（規程第 6 条第 5 項の規定に基づく週休  
日及び勤務時間の割振りの基準等）

第 5 条 規程第 6 条第 5 項の規定に基づく  
週休日及び勤務時間の割振りは、次に掲  
げる基準 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_に適合するもので  
なければならない。

(1)～(3) 略

(4) 始業の時刻は午前 7 時 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_以後に、終業の時刻

は天災その他危機管理上やむを得ない  
状況が生じた場合において、理事長が  
認める職員については、この限りでな  
い。

（教員にあつ  
ては、午前 6 時）

規程第 6 条の 2 第 3 項

規程第 6 条の 2 第 3 項第 2 号

規程第 6 条の 2 第 3 項  
第 2 号

同条  
第 4 項

（規程第 6 条の 2 第 4 項の規定に基づく  
週休日及び勤務時間の割振りの基準等）

規程第 6 条の 2 第 4 項

（教員（助教に限る。）にあつて  
は、第 1 号及び第 3 号）

（教員にあつ  
ては、午前 6 時）

は午後10時以前に設定すること。

第6条 規程第6条第5項の規定に基づく  
職員の申告（この条において「職員申  
告」という。）は，前条に定める基準に適  
合するものでなければならない。

2～4 略

（規程第6条第5項第1号に規定する細  
則で定める者等）

第7条 規程第6条第5項第1号に規定す  
る児童その他これらに準ずる者として細  
則で定める者は，児童福祉法（昭和22年  
法律第164号）第6条の4第1号に規定す  
る養育里親である職員（児童の親その他  
の同法第27条第4項に規定する者の意に  
反するため，同項の規定により，同法第  
6条の4第2号に規定する養子縁組里親  
として当該児童を委託することができな  
い職員に限る。）に同法第27条第1項第3  
号の規定により委託されている当該児童  
とする。

2 規程第6条第5項第1号に規定する父  
母その他細則で定める者は，次に掲げる  
者（第2号に掲げる者にあつては，当該  
職員と同居しているものに限る。）とす  
る。

(1), (2) 略

3 規程第6条第5項第1号に規定する細  
則で定めるものは，次に掲げる職員とす  
る。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子  
（規程第6条第5項第1号に規定する子  
を含む。以下この号において同じ。）又は  
小学校，義務教育学校の前期課程若しく

規程第6条の2第4項

（規程第6条の2第4項第1号に規定す  
る細則で定める者等）

規程第6条の2第4項第1号

規程第6条の2第4項第1号

規程第6条の2第4項第1号

規程第6条の2第4項第1号

は特別支援学校の小学部に就学している  
子を養育する職員

(2) 略

第 8 条 第 6 条第 2 項又は第 3 項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員は、規程第 6 条第 5 項各号に掲げる職員に該当しないこととなった場合には、遅滞なく、その旨を理事長に届け出なければならない。

2 第 6 条第 2 項又は第 3 項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員が、単位期間の中途において規程第 6 条第 5 項各号に掲げる職員に該当しないこととなった場合における当該単位期間の末日までの間の週休日及び勤務時間の割り振りについては、引き続き、その該当しないこととなった直前に当該単位期間について設けられた週休日及び割り振られた勤務時間によることができ

4 規程第 6 条の 2 第 4 項第 2 号に規定する細則で定めるものは、次に掲げる職員とする。

- (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律  
(昭和35年法律第123号) 第 2 条第 1 号に規定する障害者のうち、同法第37条第 2 項に規定する対象障害者である職員
- (2) 長期にわたり正規の勤務時間に通院治療を行わなければならない特別の事情があると理事長が認める職員
- (3) 天災その他危機管理上やむを得ない状況が生じた場合において、理事長が必要と認める職員

前条第 3 項各号並びに第 4 項第 1 号及び第 2 号

前条第 3 項及び第 4 項各号

前

るものとする。

(週休日の振替等)

第10条 規程第15条及び第16条に規定する細則で定める期間は、当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。

規程第15条及び第16条に規定する細則で定める期間は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める期間とする

(1) 職員（教員を除く。） 当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間

(2) 教員（助教を除く。） 当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする当該日を含む年度末日までの期間

(3) 教員（助教に限る。） 当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする当該日を含む規程第6条の2第3項第1号に規定する単位期間の末日までの期間

(育児時間)

第11条 生後満1年8週に達するまでの子を育てる規程第2条第1号に規定する職員及び規程第2条第2号に規定する職員のうち理事長が指定する職員（以下「指定契約事務職員等」という。）（以下「常勤職員等」という。）に対して、請求により、1日2回各々45分の育児時間を与える。ただし、1日の勤務時間が4時間45分未満の者については、1日1回45分の育児時間を与える。

(休暇の単位)

第12条 規程に定めるところの休暇の単位は、1日を単位として与える。ただし、次の各号に掲げる休暇（規程第10条第3項に規定する裁量労働教員に係る休暇を除く。）については、当該各号に定める



	<p><u>満のものにあつては、この限りでない。</u>  <u>(常勤職員等の年次有給休暇)</u></p> <p><u>第13条 常勤職員等の規程第21条第1項に</u>  <u>規定する細則で定める日数は、1の年度</u>  <u>において20日とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、次の各号の</u>  <u>いずれかに該当する常勤職員等の年次有</u>  <u>給休暇の日数は、それぞれ当該各号に定</u>  <u>める日数とする。</u></p> <p><u>(1) 前年度中に欠勤した者 18日</u></p> <p><u>(2) 4月以降の新規採用者及び復職者</u>  <u>(休職発令の年度における復職者を除</u>  <u>く。) 次に定める採用し、又は復職し</u>  <u>た月の区分に応じ、それぞれ次に定め</u>  <u>る日数</u></p> <p><u>ア 4月 18日</u></p> <p><u>イ 5月 17日</u></p> <p><u>ウ 6月 16日</u></p> <p><u>エ 7月 15日</u></p> <p><u>オ 8月 13日</u></p> <p><u>カ 9月 11日</u></p> <p><u>キ 10月 10日</u></p> <p><u>ク 11月 8日</u></p> <p><u>ケ 12月 7日</u></p> <p><u>コ 1月 5日</u></p> <p><u>サ 2月 3日</u></p> <p><u>シ 3月 1日</u></p> <p><u>3 前項第1号の規定にかかわらず、前年</u>  <u>度中の欠勤日数が60日以内の常勤職員等</u>  <u>に対しては、1の年度を通じて20日の年</u>  <u>次有給休暇を与える。</u></p> <p><u>4 第2項第2号の規定にかかわらず、4</u>  <u>月1日に採用され、又は復職する常勤職</u></p>
--	---

員等に対しては，1の年度を通じて20日  
の年次有給休暇を与える。

5 短時間勤務職員（常勤職員等に限る。  
以下この条において同じ。）の年次有給休  
暇の日数は，前各項の規定にかかわら  
ず，次の各号に掲げる職員の区分に応  
じ，当該各号に定める日数とする。ただ  
し，その日数が労働基準法（昭和22年法  
律第49号）第39条の規定により付与すべ  
きものとされている日数を下回る場合に  
は，同条の規定により付与すべきものと  
されている日数とする。

(1) 次号以外の職員 第1項の規定によ  
る年次有給休暇の日数に短時間勤務職  
員の1週間の勤務日の日数を5で除し  
て得た数を乗じて得た日数（1日未満  
の端数があるときは，これを四捨五入  
して得た日数）

(2) 規程第5条第2項第2号に規定する  
育児短時間職員（以下「育児短時間職  
員」という。）（常勤職員等に限る。以  
下この条において同じ。）のうち勤務時  
間が19時間30分であるもの 1の年度  
につき11日

6 前各項の規定にかかわらず，短時間勤  
務職員のうち第2項各号のいずれかに該  
当する職員の年次有給休暇の日数は，次  
の各号に掲げる職員の区分に応じ，当該  
各号に定める日数とする。

(1) 次号以外の職員 第2項の規定によ  
る年次有給休暇の日数に短時間勤務職  
員の1週間の勤務日の日数を5で除し  
て得た数を乗じて得た日数（1日未満



の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)

(2) 育児短時間職員のうち勤務時間が19時間30分であるもの 第2項の規定による年次有給休暇の日数に19時間30分を38時間45分で除して得た数を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)

7 公立大学法人神戸市看護大学職員の職務に専念する義務の特例に関する規程

(2019年4月規程第66号)第2条第14号の規定により職務に専念する義務を免除されて国、地方公共団体又はその他の団体(以下この項において「団体等」という。)

に勤務を命ぜられていた常勤職員等の年次有給休暇の日数については、当該団体等に勤務を命ぜられていた間も本法人に勤務していたものとみなして、前各項により定められる日数とする。この場合において、当該常勤職員等が当該団体等から与えられた年次有給休暇及び当該常勤職員等の当該団体等に対する欠勤は、当該常勤職員等が本法人から与えられた年次有給休暇及び当該常勤職員等の本法人に対する欠勤とみなす。

8 規程第21条第1項及び第2項並びに第1項から第4項までの年度とは、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(契約事務職員等の年次有給休暇)

第14条 規程第2条第2号に規定する契約事務職員等(指定契約事務職員等を除く。)(以下「契約事務職員等」という。)

の規程第21条第1項に規定する細則で定める日数は、1の年度において労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

2 規程第21条第1項及び第2項並びに第1項から第4項までの年度とは、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(病気休暇)

第15条 病気休暇の期間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日（規程第6条第1項に規定する週休日及び規程第8条第1項に規定する職員の休日を含む。）の範囲内で、医師の証明等に基づき最小限度必要と認める期間とする。ただし、取得した病気休暇の末日から6月（退職の期間、育児休業の期間、1日を単位とする介護休暇の期間、停職の期間、自己啓発休業等の期間、配偶者同行休業の期間及び高齢者部分休業の承認を受けて1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しない日を除く。）以内に再び病気休暇を取得する場合には、前の病気休暇の期間を通算する。

(1) 常勤職員等 90日

(2) 契約事務職員等 10日

(特別休暇)

第16条 規程第23条に規定する細則で定める特別休暇は、生理休暇、産前休暇、産後休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、結婚休暇、忌服休暇、年次祭し休暇、夏季休暇、社会貢献活動休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇と

	<p>する。</p> <p>2 特別休暇の期間については、日数で定められているものを除き、週休日及び職員の休日を含むものとする。</p> <p>(生理休暇)</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する業務に従事する女性職員が生理日に休養を願い出たときは、生理休暇を与える。</p> <p>(1) 大部分の労働時間が立ち作業又は下し作業を必要とする業務</p> <p>(2) 著しく精神的又は神経的な緊張を必要とする業務</p> <p>(3) 任意に作業を中断することができない業務</p> <p>(4) 運搬、けん引、持ち上げその他相当の筋肉的労働を必要とする業務</p> <p>(5) 身体の動揺、振動又は衝撃を伴う業務</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、生理日の就業が著しく困難な女性職員が休養を願い出たときは、生理休暇を与える。</p> <p>(産前休暇)</p> <p>第18条 出産予定の女性職員が産前の休養を請求した場合には、その予定日以前8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）の産前休暇を与える。ただし、出産が出産予定日より遅れた場合には、出産予定日の翌日から出産日までの間も産前休暇とする。</p> <p>(産後休暇)</p> <p>第19条 出産した女性職員には、産後の休養として、出産日の翌日から起算して8週間の産後休暇を与える。</p>
--	---

	<p style="text-align: center;"><u>（妊娠障害休暇）</u></p> <p>第20条 <u>妊娠による疾病又は異常のため就業が著しく困難な女性職員（常勤職員等に限る。）に対し、願い出により、6日の妊娠障害休暇を与える。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（出産補助休暇）</u></p> <p>第21条 <u>男性職員の配偶者が出産する場合で、出産に係る入院若しくは退院の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子の出生の届出等のため勤務しないことが相当であると認められるときは、その男性職員に対し、願い出により、出産日の前後各2週間を通じ、3日の出産補助休暇を与える。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（育児参加休暇）</u></p> <p>第22条 <u>男性職員（常勤職員等に限る。以下この項において同じ。）の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する男性職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときは、願い出により、5日の育児参加休暇を与える。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、短時間勤務職員（常勤職員等に限る。）については、願い出により、1週間の勤務日の日数の育児参加休暇を与える。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（結婚休暇）</u></p> <p>第23条 <u>職員が結婚するときは、願い出に</u></p>
--	---

より週休日及び職員の休日を除いて7日間の結婚休暇を与える。ただし、短時間勤務職員については、1週間の勤務日の日数に7を乗じて得た数を5で除して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）に読み替えるものとする。

（忌服休暇）

第24条 職員が親族（規程第6条の2第4項第1号において子に含まれるものとされる者を含む。）の喪にあったときは、願い出により、次の区分により忌服休暇を与える。

(1) 配偶者及び1親等の血族 7日間

(2) 2親等の血族及び1親等の姻族 5日間

(3) 3親等の血族及び2親等の姻族 3日間

(4) 4親等の血族 1日

2 前項の規定の適用において生計を一にする1親等の姻族については、1親等の血族に準ずるものとする。

3 葬祭のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、第1項に定める日数に実際に要した往復日数を加算することができる。

4 第1項の親族が遠隔地において死亡したときは、その死亡の日から職員が死亡の事実を知った日の前日までの日数は、同項の期間に算入しない。

5 第1項の忌服期間中であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、忌服休暇を与えない。

(1) 事故による欠勤又は休職中のとき。

(2) 事務の都合により勤務を命ぜられたとき。

(年次祭し休暇)

第25条 職員（常勤職員等に限る。）が配偶者及び1親等の血族（規程第6条の2第4項第1号において子に含まれるものとされる者を含む。）の祭日に祭し（死亡後15年以内のものに限る。）を行う場合には、願い出により、年次祭し休暇を与える。

(常勤職員等の夏季休暇)

第26条 常勤職員等が夏季において願い出た場合には、次の区分により、夏季休暇を与える。

(1) 6月1日現在在職する常勤職員等（休職中の者及び引き続き1月以上欠勤中の者を除く。） 6月1日から9月30日までの間において5日

(2) 6月2日から7月1日までの間の採用者及び復職者（引き続き欠勤中であつた者で、出勤した者を含む。次号において同じ。） 9月30日までの間において3日

(3) 7月2日から8月1日までの間の採用者及び復職者 9月30日までの間において1日

2 前項の規定にかかわらず、短時間勤務職員（常勤職員等に限る。）については、前項各号において割り振られた日数に1週間の勤務日の日数を乗じて得た数を5で除して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日

数)の夏季休暇を与える。

3 業務上の都合等により、夏季休暇を9月30日までに与えることができない常勤職員等については、理事長の承認を得て、10月31日までその期間を延長することができる。

(契約事務職員等の夏季休暇)

第27条 契約事務職員等(休職中の者及び引き続き1月以上欠勤中の者を除く。)が夏季(6月1日から9月30日までの間をいう。)において願い出た場合には、次の区分により、夏季休暇を与える。

(1) 継続した勤務が1年未満のもの 3

日

(2) 継続した勤務が1年以上2年未満のもの 4日

(3) 継続した勤務が3年以上のもの 5

日

2 前項の規定にかかわらず、短時間勤務職員(契約事務職員等に限る。)については、前項各号において割り振られた日数に1週間の勤務日の日数を乗じて得た数を5で除して得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)の夏季休暇を与える。

3 業務上の都合等により、夏季休暇を9月30日までに与えることができない契約事務職員等については、理事長の承認を得て、10月31日までその期間を延長することができる。

(社会貢献活動休暇)

第28条 常勤職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで、国内において、次に掲げる

社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務をしないことが相当であると認められる場合は、願い出により1の年度につき5日以内の社会貢献活動休暇を与える。ただし、半日を単位に社会貢献活動休暇を与えた場合についても、日数の計算においては1日の社会貢献活動休暇を与えたものとみなす。

(1) 地震，暴風雨，噴火等により，災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

(2) 障害者支援施設，特別養護老人ホームその他の主として身体若しくは精神上の障害ある者又は負傷し，若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて理事長が定めるものにおける活動

(3) 前2号に掲げる活動のほか，身体上若しくは精神上の障害，負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

2 前項の規定にかかわらず，短時間勤務職員（常勤職員等に限る。）については，1の年度につき，1週間の勤務日の日数を上回らない日数以内で与える。

3 前2項の年度とは，4月1日に始まり，翌年3月31日に終わるものとする。  
(子の看護休暇)

第29条 中学校就学の始期に達するまでの



子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合、願い出により、1の年度につき5日（対象となる子が2人以上の場合にあっては、10日）の子の看護休暇を与える。

（短期の介護休暇）

第30条 負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者で次に掲げる者（以下この条において「要介護者」という。）の介護等を行う職員が、当該介護等を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合、願い出により1の年度につき5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の短期の介護休暇を与える。ただし、第3号に掲げる者については職員と同居しているものとする。

(1) 配偶者、父母、子、配偶者の父母

(2) 祖父母、孫及び兄弟姉妹

(3) 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で次に定めるもの

ア 父母の配偶者

イ 配偶者の父母の配偶者

ウ 子の配偶者

エ 配偶者の子

（介護時間）

	<p><u>第31条 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（公立大学法人神戸市看護大学職員の育児休業等に関する規程（2019年4月規程第56号）第20条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。</u></p> <p><u>（病気休暇、特別休暇及び介護時間の承認等）</u></p> <p><u>第32条 規程第25条に規定する細則で定めるものは、第17条及び第18条に規定する休暇とする。</u></p> <p><u>第33条 規程第25条に規定する承認を受けようとする職員は、事前に理事長に願出なければならない。ただし、特別休暇をうち忌服休暇を受ける場合又はやむを得ない事情により事前に休暇の願出をすることができなかった場合については、この限りではない。</u></p> <p><u>2 職員は、前項ただし書の場合において、その休暇を受けるべき事由の生じたときからできるだけ速やかに、理事長に願出で承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>3 理事長は、介護時間の請求について、規程第24条第1項に規定する場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち業務の運営に支障がある日は又は時間については、この限りでない。</u></p> <p><u>（転籍出向者の休暇）</u></p>
--	--

	<p><u>第34条 公立大学法人神戸市看護大学職員就業規則（2019年4月規程第44号）第14条の規定に基づく出向のために退職した職員（以下「転籍出向者」という。）が理事長に採用された場合の休暇の日数については、当該地方公共団体等の業務に従事していた間も法人に在職していたものとみなして、各条の規定により定められた日数とする。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、当該転籍出向者が当該地方公共団体等から与えられた各休暇及び当該転籍出向者の当該地方公共団体等に対する欠勤は、当該転籍出向者が理事長から与えられた各休暇及び理事長に対する欠勤とみなす。</u></p> <p><u>（給与の取扱い）</u></p> <p><u>第35条 理事長は、育児時間、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合は、常勤職員等に対し、給与を支給するものとする。</u></p> <p>2 <u>理事長は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇（次に定めるものを除く。）による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合は、契約事務職員等に対し、給与を支給するものとする。</u></p> <p><u>(1) 生理休暇</u></p> <p><u>(2) 産前休暇</u></p> <p><u>(3) 産後休暇</u></p> <p><u>(4) 子の看護休暇</u></p> <p><u>(5) 短期の介護休暇</u></p>
<p><u>第11条 略</u></p>	<p><u>第36条</u></p>

(施行期日)

- 1 この細則は、公布の日から施行する、ただし、この細則による改正後の公立大学法人神戸市看護大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程施行細則（以下「新細則」という。）第1条の2から第8条及び第10条の規定は、2020年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 2021年3月31日以前から継続して在職している契約事務職員等に係る新細則第14条第1項の規定の適用については、同項中「労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数」とあるのは、「20日」とする。

- 3 2021年3月31日以前から継続して在職している契約事務職員等に係る新細則第27条第1項の規定の適用については、同項中

「 契約事務職員等（休職中の者及び引き続き1月以上欠勤中の者を除く。）が夏季（6月1日から9月30日までの間をいう。）において願い出た場合には、次の区分により、夏季休暇を与える。

とあるのは、

- (1) 継続した勤務が1年未満のもの 3日
- (2) 継続した勤務が1年以上2年未満のもの 4日
- (3) 継続した勤務が3年以上のもの 5日

「 契約事務職員等が夏季において願い出た場合には、次の区分により、夏季休暇を与える。

- (1) 6月1日現在在職する契約事務職員等（休職中の者及び引き続き1月以上欠勤中の者を除く。） 6月1日から9月30日までの間において5日
- (2) 6月2日から7月1日までの間の復職者（引き続き欠勤中であつた者で、出勤した者を含む。次号において同じ。） 9月30日までの間において3日
- (3) 7月2日から8月1日までの間の復職者 9月30日までの間において1日

とする。